

市町村における小児医療費公費負担制度の状況(医療機関向け)

(令和5年4月1日現在)

市町村名	助成対象年齢		所得制限	自己負担	備考
	入院	通院			
岡山市	中学3年まで	小学6年まで	なし	一部あり	・就学前までの入院と小学生以上の入院は自己負担なし ・小学生の通院は自己負担あり(限度額44,400円/月)
倉敷市	中学3年まで	小学6年まで	なし	なし	
津山市	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
玉野市	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
笠岡市	18歳まで	中学3年まで	なし	なし	・中学校卒業後の入院は償還給付 ・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
井原市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、社会保険本人、所得税法上の扶養親族の要件に 当てはまらない人は除く
総社市	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
高梁市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
新見市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、社会保険被保険者本人は除く
備前市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
瀬戸内市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
赤磐市	18歳まで	18歳まで	なし	一部あり	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者は除く ・中学生までは、現物給付、自己負担なし。 ・高校生等は、現物給付、1割負担。
真庭市	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
美作市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
浅口市	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
和気町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
早島町	中学3年まで	中学3年まで	なし	なし	
里庄町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
矢掛町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
新庄村	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
鏡野町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
勝央町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで
奈義町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、在学していない者、婚姻している者、社会保険本人 は除く
西粟倉村	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
久米南町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
美咲町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く
吉備中央町	18歳まで	18歳まで	なし	なし	・満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く

※アンダーライン部分は、令和5年4月1日に改正したところを表しています。

※上記は、岡山県小児医療費補助金交付要綱に基づき、各市町村が制定している小児医療費給付条例により現物給付の受給者証(法別番号85)が給付される対象年齢を記載したものです。

なお、この制度とは別に償還給付による医療費助成制度を設けている市町村もあります。(備考欄参照)